

福井市東山健康運動公園 50m プールコース専用規則

1	専用利用できる期間	1月6日～12月28日（ただし、繁忙期などは除く）
2	専用利用できる時間	午前10時～午後9時（日曜・祝日は午前10時～午後6時）
3	人数及びコース数	1コースあたり10名程度 最大3コースまで ※当館の講座等や他の専用利用と重なる場合、その他、必要と認める場合は制限させていただきます。
4	対 象 団 体	（1） 福井県水泳連盟に加盟されている団体 （2） その他、会長が特に認める団体
5	内 容 ・ 目 的	泳力や技術の向上を目的とした水泳関係の練習、若しくは水に親しむ教育活動に限ります。
6	料 金	1コース 1時間 520円
7	その他注意事項	（1） 条例第10条に規定する事項及び当館利用規則を遵守してください。 利用状況において、申請内容と異なる状況（虚偽、転貸、営利活動など）が認められた場合には、条例第11条に基づき、その時点で専用利用の許可を取り消します。その際、既に納付された利用料金は返還いたしません。 （2） 申請は、利用する団体の代表者本人に限ります。また、利用日6か月前の月の1日の9時から7日前まで受け付けます。 （3） 内容やスケジュール等、詳細がわかるもの（要項等）がございましたら、申請書とともにご提出ください。また、特別な内容や事項がございましたら事前にお問い合わせください。 （4） 許可された専用コース以外は利用できません。 （5） 専用利用コース内で発生したトラブルや事故については、一切の責任を負いかねますので、団体の責任者及び利用者の方々は、トラブルや事故のないよう十分にご注意ください。